

令和 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成 2 6 年函館市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適
用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、
地域型保育事業者による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先
的に取り扱う措置その他の地域型保育事業者による保育の提供の終
了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必
要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施
設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合
を除く。）。

第 7 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の後ろに「（第 2 号に該
当する場合に限る。）」を加える。

第 2 4 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4
条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

第 3 8 条第 4 号中「場合」の後ろに「または保護者の疾病、疲労その

他の身体上，精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，地域型保育事業者の連携施設の確保の特例および居宅訪問型保育事業者が提供する保育に関する規定の整備等をするため